

広域港湾 BCP・港湾 BCP 策定ガイドラインを公表します

～広域支援ふ頭、地域支援ふ頭の役割・配置の考え方等を整理～

令和 6 年 7 月に交通政策審議会より「令和 6 年能登半島地震を踏まえた港湾の防災・減災対策のあり方」が答申され、災害時の海上支援ネットワークの形成のため、港湾における支援側・受援側の防災拠点の確保、広域港湾 BCP や港湾 BCP の実効性向上等の必要性が示されたところです。

このため、「港湾における BCP 策定ガイドライン検討委員会」を設置し、広域港湾 BCP 策定ガイドラインの策定および港湾 BCP 策定ガイドラインの改訂に向け、検討してきました。

今般、その成果としてガイドラインをとりまとめたので公表します。

- 国土交通省では、令和 6 年 1 2 月より有識者委員会※を設置し、港湾における支援側・受援側の防災拠点（支援ふ頭）のあり方など、「港湾 BCP 策定ガイドライン」の改訂、「広域港湾 BCP 策定ガイドライン」の策定に向け議論を行っておりました。

※「港湾における BCP 策定ガイドライン検討委員会」

委員長：多々納 裕一 京都大学防災研究所 教授

- 「広域港湾 BCP 策定ガイドライン（被災地支援輸送編）」では、災害時の海上支援ネットワークを形成する、受援側の役割を果たす地域支援ふ頭と受援側に加え支援側の役割も果たす広域支援ふ頭の配置や役割分担に係る考え方を整理しています。

- 「港湾 BCP 策定ガイドライン」は、平成 2 7 年 3 月の公表以降、台風時の事前対策に関する記述の追加等、随時の改訂を実施してきたところ、今般、円滑な被災地支援のため、被災地支援輸送に係る対応計画の充実や地方港湾での BCP 策定を促す旨の記載の追加等を行っています。

※ガイドライン（概要・本文）については、以下の URL よりご覧ください。

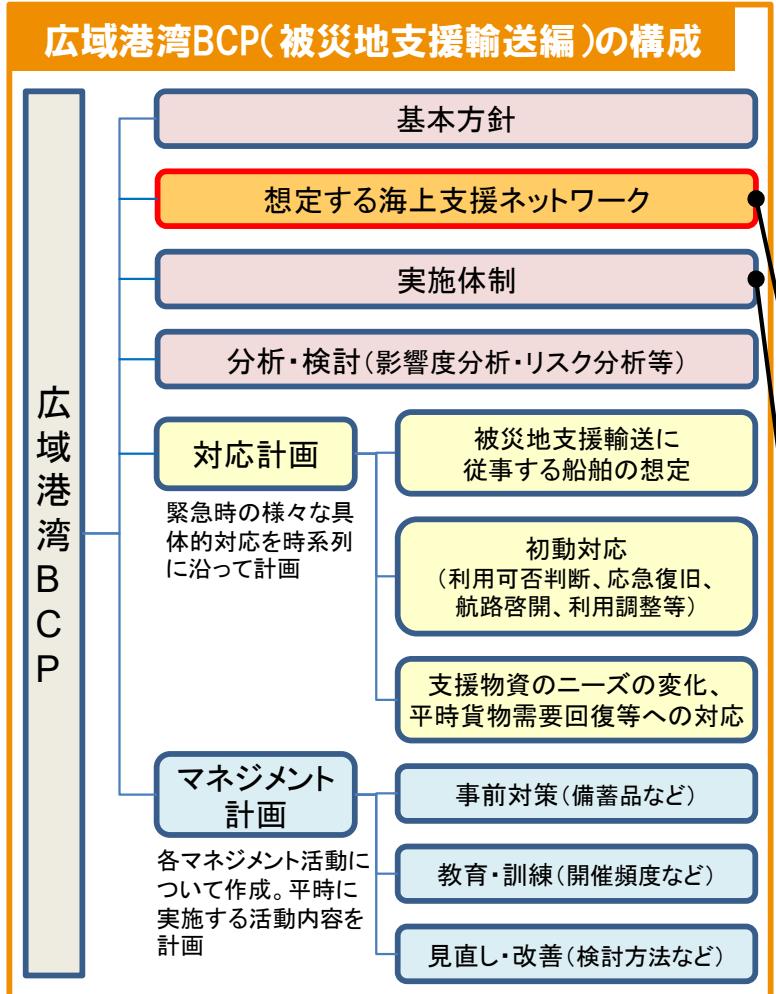
https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr7_000119.html

問合せ先：港湾局海岸・防災課災害対策室 吉崎

T E L : 03-5253-8111（内線 46765）、03-5253-8689（直通）



- 大規模地震やそれに伴う津波により複数の県にまたがる広域災害が発生した際に、各港湾において単独で対応することが困難となることを想定し、17地方ブロックにおいて、複数の港湾が相互連携し、緊急物資輸送、港湾機能の復旧に必要な資機材の広域調達や幹線物資の代替輸送等を行うため、広域的な港湾BCP等を策定している。
- 能登半島地震を踏まえた交通政策審議会答申(令和6年7月)において、円滑な被災地支援輸送のため、港湾BCP・広域港湾BCPの実効性向上が必要とされたところ、同年12月より「港湾におけるBCP策定ガイドライン検討委員会」において検討を進め、支援側の広域支援ふ頭と受援側の地域支援ふ頭が相互に連携した海上支援ネットワーク形成に係る考え方を整理した、広域港湾BCP策定ガイドライン(被災地支援輸送編)として策定。



主な内容

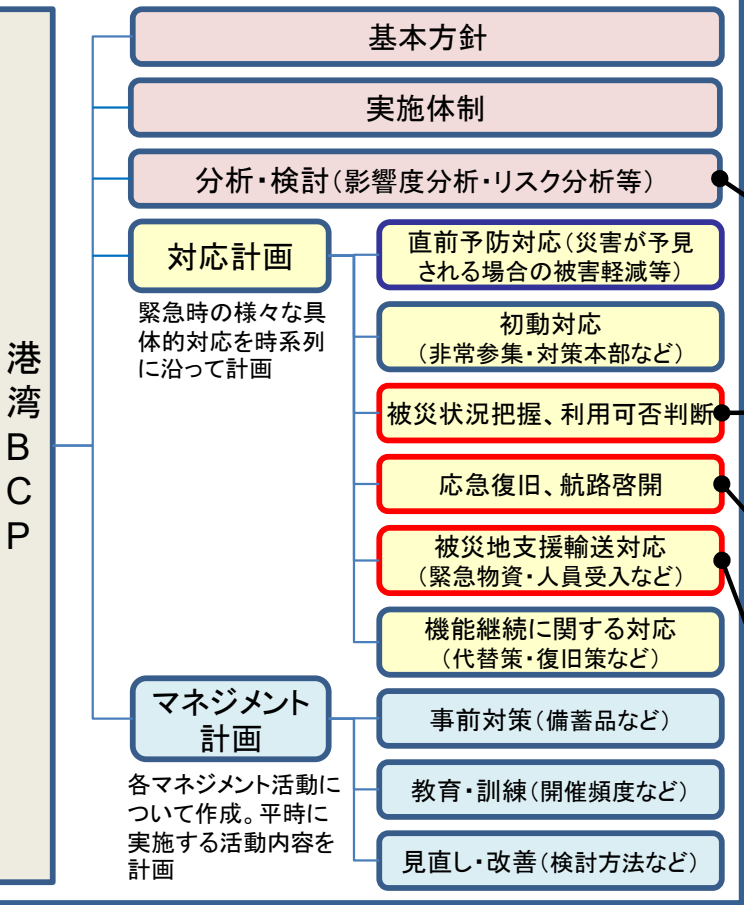
- ・能登半島地震の経験等を踏まえ、円滑な被災地支援輸送のため、海上支援ネットワークの形成を目的とした広域港湾BCP策定のためのガイドラインを新たに作成。
 - ・広域港湾BCPの実効性確保のためには、計画対象港湾における港湾BCPの策定・連携が必要。
 - ・被災地支援輸送を主眼とした広域港湾BCPは、港湾管理者を中心とし、地整や関係者から構成される協議会が策定することを想定。
- ※経済活動維持輸送に係る内容については今後追加を検討

- ・各地域への支援輸送にあたり、一次輸送拠点(広域支援ふ頭)・二次輸送拠点(地域支援ふ頭・連携ふ頭)からなる海上支援ネットワークを検討・想定。
- ・広域支援ふ頭は受援側に加え支援側の役割も想定、地域支援ふ頭・連携ふ頭は主に受援側としての役割を想定。また広域/地域支援ふ頭は耐震強化岸壁が整備済みまたは整備中のふ頭を、連携ふ頭はそれ以外のふ頭を対象とする。
 - 一広域支援ふ頭は、地域支援ふ頭・連携ふ頭との間を片道4～5時間程度で航行できる範囲に存することが望ましい。
 - 一地域支援ふ頭・連携ふ頭は、道路ネットワークの災害発生後の速度低下も考慮し、広域支援ふ頭から被災地へ1日サイクルでの支援を可能とする範囲に存することが望ましい。

- ・広域港湾BCPは、港湾管理者、地方整備局等の国の機関、周辺自治体、港湾関係者等から構成される広域港湾BCP協議会が策定。
- ・広域港湾BCPの事務局は、災害対応の主体となる港湾管理者(単独または複数)が務めることを想定。

- 「港湾BCP」とは、大規模災害等の危機的事象が発生した場合であっても、当該港湾の重要機能が最低限維持できるよう、事案の発生後に行う具体的な対応と平時に行うマネジメント活動等を示した文書。
- 平成27年3月に地震・津波等を念頭においたガイドラインを公表し、その後、台風の事前対策や津波来襲時に船舶に起こり得るリスクの軽減など、新たな要請に対して随時ガイドラインを改訂し、港湾BCPの充実化を推進している。
- 能登半島地震を踏まえた交通政策審議会答申(令和6年7月)において、円滑な被災地支援輸送のため、港湾BCP・広域港湾BCPの実効性向上が必要とされたところ、同年12月より「港湾におけるBCP策定ガイドライン検討委員会」にて検討を進め、被災地支援輸送に係る対応計画の充実を図った、港湾BCP策定ガイドラインとして改訂。

港湾BCPの構成



主な改訂内容

- ・重要機能の継続(経済活動維持輸送)に加え、支援物資輸送等の被災地支援輸送に関する記載を充実化。
- ・対応計画について、当該港湾を含む広域港湾BCPにおける役割分担に応じて必要な対応の検討を追加。
- ・リスク分析の対象となる危機的事象に、地震・津波、台風等の個別災害に加え、地震+台風、地震+豪雪等の複合災害を追加。
- ・カメラ等の活用による遠隔からの被災状況把握・把握した被災状況等に基づくトリアージ的視点によるその後の現地調査・利用可否判断を実施する施設の優先順位付けを追加。
- ・施設の利用可否判断のため、技術的専門性の高い人材の確保・国の機関との連携体制の構築等を追加。
- ・迅速な応急復旧・航路啓開のため、人員・資機材の確保やガレキ等の仮置き場所の確保等を追加。
- ・多種多様な船舶による輸送に応じた輸送ルートについて、地域防災計画との整合も含めた事前想定必要性を追加。
- ・支援物資輸送(プッシュ型・プル型)、給水支援、燃料等の輸送、ホテルシップ等、発災からの経過時間ごとに被災地支援輸送の内容が変化していくことを追加。
- ・平時とは異なる荷役形態等を想定する場合について、荷役機材等の対応可能性の検討の必要性を追加。